

土砂災害など重大な自然災害に対する主な被害防止対策

平成11年の広島市での土砂災害を教訓に、平成12年に土砂災害防止法が制定されたにもかかわらず、再びその近隣地域において、前回は大きく上回る甚大な被害が局所的に発生したことを踏まえ、こうした大規模な災害を二度と起こさないよう、改めて、関係府省庁において以下の主な取組を行う。

1. 土砂災害防止法の改正に向けた検討の着手

○土砂災害警戒区域の指定の遅れ等を教訓に、次の検討を行う。

- ・基礎調査が終了した段階での調査結果の公表
- ・都道府県から市町村への情報提供（土砂災害警戒情報）の義務付け

2. 緊急周知・緊急点検の実施

（1）国民に対する危険箇所の緊急周知

- 住民の防災意識、危機意識の向上のため、全国の土砂災害危険箇所（約53万箇所）及び土砂災害警戒区域（約35万箇所）について、都道府県及び市町村の双方が連携して周知
- ・土砂災害警戒区域のみならず
 - ・警戒区域指定されていない土砂災害危険箇所及びその被害想定区域も含め、住民が、その危険性を理解できるよう、ハザードマップ、避難場所等をHP掲載・縦覧及び広報誌等への掲載、図面の回覧、公共施設等への掲示にて周知
- （→国からの要請より1週間以内を目途にできるだけ速やかに開始し、周知を図る）

（2）行政の体制整備に係る緊急点検

- 全ての土砂災害危険箇所（約53万箇所）について
- ・危険箇所であることの周知状況
 - ・避難勧告等の発令基準等
 - ・情報伝達の方法
 - ・避難場所の周知状況
 - ・防災訓練の実施状況
- 等の警戒避難体制に係る現状について、都道府県及び市町村が緊急に総点検
- （→国からの要請より1ヶ月以内を目途に点検を実施）

3. 深夜を含めた災害リスク情報の的確な提供

- （1）平成26年4月に改定した『避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン』の周知徹底、確認
（→9月上旬に地方公共団体へ周知、11月に確認調査を実施）
- （2）市町村における緊急速報メールの整備促進、防災行政無線の戸別受信機の配備促進
（→緊急速報メール整備率は全市区町村の93.2%（H26.8現在）、早急に100%を目指す）
- （3）Lアラート（災害情報共有システム）の全都道府県への導入、活用
（→自治体等の災害関連情報を多様なメディアに対して一斉同報する共通基盤であるLアラートについて平成26年度中に全都道府県での導入決定を目指し、順次活用）

4. 土砂災害に備えたより実践的な訓練の実施

- 住民の早めの積極的な避難を促進するため、次のポイントを重視して訓練実施
- ・市町村の早期判断に向けた国・県からの情報提供・助言
 - ・天候や時間帯などの状況に応じた住民の的確な避難行動（避難場所の選択、外出が危険な場合の屋内安全確保措置等）